教第68号議案

神戸市個人情報保護法の施行等に関する条例施行規則について 神戸市個人情報保護法の施行等に関する条例施行規則を次のように制定する。

令和5年3月27日提出

神戸市教育委員会事務局 事務局長 高田 純

理由

個人情報の保護に関する法律の改正及び個人情報保護法の施行等に関する条例の制定に伴い、神戸市個人情報保護法の施行等に関する条例施行規則を制定する必要があるため。

神戸市個人情報保護法の施行等に関する条例施行規則をここに公布する。

令和5年 月 日

神戸市教育委員会 教育長 長田 淳

神戸市教育委員会規則第 号

神戸市個人情報保護法の施行等に関する条例施行規則

個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)及び神戸市個人情報保護法の施行等に関する条例(令和4年12月条例第17号)の施行に関し、必要な事項については、神戸市個人情報保護法の施行等に関する条例施行規則(令和5年3月規則第63号)の例による。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。

(旧規則の廃止)

2 神戸市個人情報保護条例施行規則(平成10年3月教育委員会規則第15号)は、 廃止する。

(市立小学校、中学校及び義務教育学校の管理運営に関する規則の一部改正)

3 神戸市立小学校、中学校及び義務教育学校の管理運営に関する規則(平成15 年2月教育委員会規則第8号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第2号において「改正部分」という。)及び改正後の欄に掲げる規定の下線 又は太線の表示部分(以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。) については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(情報の積極的な提供)	(情報の積極的な提供)

第8条 [略]

2 前項の情報提供に<u>当たって</u>は、<u>個</u>人情報の保護に関する法律(平成15 年法律第57号)の内容を遵守し、個人 情報の適正な取扱いについて十分配 慮するものとする。

(賞罰)

第16条 [略]

- 2 [略]
- 3 校長及び教員が児童又は生徒に懲戒を加えるに<u>当たって</u>は、児童又は生徒の心身の発達に応ずる等教育上必要な配慮をしなければならない。

第8条 「略]

2 前項の情報提供に<u>当って</u>は、<u>神戸市個人情報保護条例(平成9年10月条例第40号)に基づき</u>、個人情報の適正な取扱いについて十分配慮するものとする。

(賞罰)

第16条 [略]

- 2 [略]
- 3 校長及び教員が児童又は生徒に懲戒を加えるに<u>当って</u>は、児童又は生徒の心身の発達に応ずる等教育上必要な配慮をしなければならない。

(市立幼稚園の管理運営に関する規則の一部改正)

4 神戸市立幼稚園の管理運営に関する規則(平成17年3月教育委員会規則第8 号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第2号において「改正部分」という。)及び改正後の欄に掲げる規定の下線 又は太線の表示部分(以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。) については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(情報の積極的な提供)	(情報の積極的な提供)
第 6 条 [略]	第 6 条 [略]
2 前項の情報提供にあたっては、個	2 前項の情報提供にあたっては、 <u>神</u>
人情報の保護に関する法律(平成15	戸市個人情報保護条例 (平成9年10

年法律第57号)の内容を遵守し、個人情報の適正な取扱について十分配慮するものとする。

月条例第40号) に基づき、個人情報の 適正な取扱について十分配慮するも のとする。

(市立高等学校の管理運営に関する規則の一部改正)

5 神戸市立高等学校の管理運営に関する規則(平成17年3月教育委員会規則第9号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第2号において「改正部分」という。)及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(情報の積極的な提供)	(情報の積極的な提供)
第6条 [略]	第 6 条 [略]
2 前項の情報提供にあたっては、個	2 前項の情報提供にあたっては、神
人情報の保護に関する法律(平成15	戸市個人情報保護条例(平成9年10
年法律第57号)の内容を遵守し、個人	月条例第40号)に基づき個人情報の
情報の適正な取扱について十分配慮	適正な取扱について十分配慮するも
するものとする。	のとする。

(市立特別支援学校の管理運営に関する規則の一部改正)

6 神戸市立特別支援学校の管理運営に関する規則(平成17年3月教育委員会規 則第10号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第2号において「改正部分」という。)及び改正後の欄に掲げる規定の下線 又は太線の表示部分(以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。) については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(情報の積極的な提供)	(情報の積極的な提供)
第 5 条 [略]	第 5 条 [略]
2 前項の情報提供にあたっては、個	2 前項の情報提供にあたっては、神
人情報の保護に関する法律(平成15	戸市個人情報保護条例(平成9年10
年法律第57号)の内容を遵守し、個人	月条例第40号)に基づき、個人情報の
情報の適正な取扱について十分配慮	適正な取扱について十分配慮するも
するものとする。	のとする。